

様式第2号（第5条関係）

令和2年8月4日

受 講 報 告 書

栗山町議会議長 鵜 川 和 彦 様

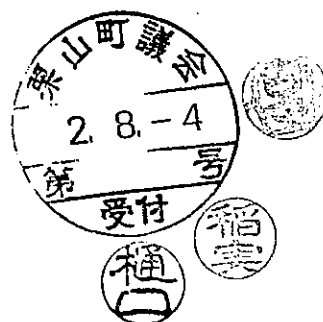
栗山町議会議員 鈴木 千 逸



このたび、下記のとおり受講いたしましたので報告します。

記

- 1 研 修 日            令和2年7月22日（水）
- 2 目            的            オンラインによる研修受講
- 3 研 修 内 容        講師：廣瀬 和彦氏  
                         「適正な議員定数の決定手法を考える」  
                         「適正な議員報酬の決定手法を考える」
- 4 関 係 書 類        別紙のとおり



# 議員定数・議員報酬の

## 決め方間違っていないませんか？

in 東京



講師 廣瀬和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】  
慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

### 7/22(水) 10:00~13:00 東京

#### 適正な議員定数の決定手法を考える

##### 【議員定数】

1. 議員定数削減は議会改革ではない
2. 類似団体の議会を参考として議員定数を決定することの無意味さ
3. 住民の議会に対する無関心と議員定数への理解の欠如
4. 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷
5. 議員定数にあたっての留意点  
(1)人口比例方式が採用されてきた理由 (2)議員定数条例の提案権者  
(3)各地方公共団体における議員定数をめぐる事例  
(4)議員定数を考えるにあたっての要件 (5)議会事務局の補佐状況
6. 定数減少にかかる問題点と委員会審査  
(1)議会費との関係 (2)監視機能への影響 (3)意見反映への影響  
(4)所管委員会の判断
7. 議員定数算定方式  
(1)6つの基準に基づく定数算定方式 (2)選挙区と1票の格差
8. 議員定数改正が与える影響を統計的に分析  
(1)財政への影響 (2)政策立案への影響 (3)監視機能への影響

### 7/22(水) 14:00~17:00 東京

#### 適正な議員報酬の決定手法を考える

##### 【議員報酬】

1. 議員報酬削減も議会改革ではない
2. 類似団体の議会を参考として議員報酬を決定することの無意味さ
3. 住民の議会に対する無関心と議員報酬への理解の欠如
4. すぐできる議長報酬UP
5. 委員長・副委員長の役職加算は必須
6. 議員報酬の意義と法律の改正経緯
7. 議員報酬の現状  
(1)議員報酬の現状 (2)議員の年齢構成・男女比率・競争率  
(3)議員報酬に対するアンケート調査結果
8. 欠席・懲罰議員等に対する減額支給の是非
9. 議員報酬算定の7つの基準
10. 議員報酬改正が与える影響を統計的に分析  
(1)財政への影響 (2)政策立案への影響 (3)監視機能への影響

(株)地方議会総合研究所

お申込みはホームページ からお願いいたします。

議会総研

検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、  
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

参加される方はチェックボックスに  
☒ をお願いいたします。

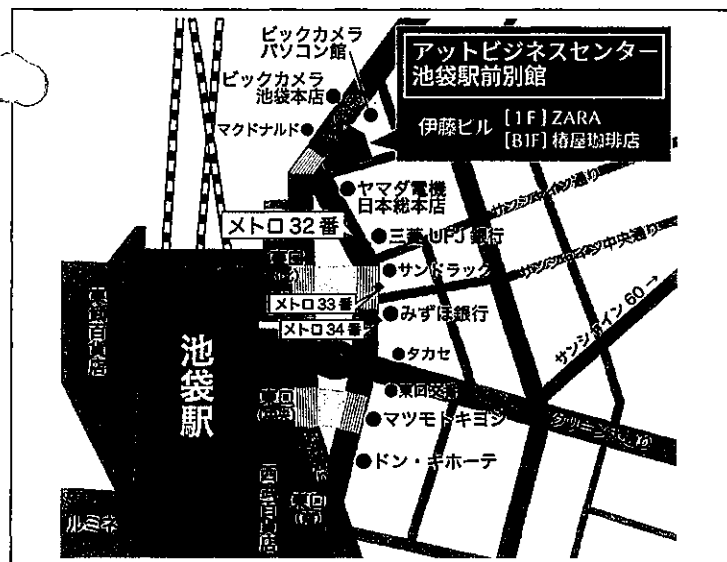
|            |                 |
|------------|-----------------|
| フリガナ       | スズキ テハヤ         |
| お名前        | 鈴木 千通           |
| 貴議会名       | 栗山町議会           |
| 領収書<br>お宛名 |                 |
| ご住所        | (〒      )       |
| TEL        | (      )      - |
| FAX        | (      )      - |
| E-mail     | @               |

☒ 7月22日(水)10:00~13:00 東京  
適正な議員定数の決定手法を考える

☒ 7月22日(水)14:00~17:00 東京  
適正な議員報酬の決定手法を考える

※「オンラインによる受講」

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは5日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。  
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、  
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込の方がスムーズに対応できます。



会場—アットビジネスセンター池袋駅前別館  
803号室

受講料 各講座 15,000円(税込)  
2講座受講 25,000円(税込)  
(連続した講座に限る)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線  
地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線  
池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

「お問い合わせ・事務局」 ※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧下さい。

(株)地方議会総合研究所

〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

|                                                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日 時                                                                       | 令和2年7月22日 10:00～17:00                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 視 察 先                                                                     | アットビジネスセンター池袋駅前別館（東京都豊島区池袋）<br>（新型コロナウイルスのため資料を取寄せ自宅受講）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 調査事項                                                                      | 「適正な議員定数の決定手法を考える」<br>「適正な議員報酬の決定手法を考える」                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 対 応 者                                                                     | 廣瀬和彦氏（(株)地方議会総合研究所代表）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 1. 視察目的<br>2. 視察内容<br>① 背景<br>② 特徴<br>3. 主な質疑<br>4. 考 察<br>（感想、政策提言、課題など） | <p>議員の定数と報酬については本町でも委員会を設置して検討している重要課題である。その決定手法について合理的な根拠を得るために受講した。</p> <p>午前 【適正な議員定数の決定手法を考える】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 議員定数削減は議会改革ではない</li> <li>● 類似団体の議会を参考として議員定数を決定することは無意味</li> <li>● 住民の議会に対する無関心と議員定数への理解の欠如</li> <li>● 議員定数の意義と地方自治法における規定の変遷</li> <li>● 議員定数にあたっての留意点</li> <li>● 定数減少にかかる問題点と委員会審査</li> <li>● 議員定数算定方式</li> <li>● 議員定数改正が与える影響を統計的に分析</li> </ul> <p>これらのテーマで講義を受けた。</p> <p>議員定数は町においては明治21年の市政制定以来30名の定数がさだめられていた。平成11年に地方自治法の改正により法的基準がなくなった。日本ではこのような変遷があったが、諸外国は今も法律で定めているようだ。</p> <p>議会は自治体の十分な審議をする機関として、各自治体がその議員定数を条例により自由に定めることができる。但し、産業人口以外に面積等様々な要素もあり単純に類似団体と合わせることは無意味である。</p> <p>議会の権能を発揮するための視点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 議事機関としての権能としては委員会の充実が肝要</li> <li>② 立法機関としての権能発揮（政策立案）するには専門的の知見のある少数で</li> <li>③ 監視機関としての権能発揮するには地域に密着するために多</li> </ol> |

数で

議会のことをよく知らない住民が多い現状。(普段何をしているかわからない) →議員が普段何をしているのか広報が必要である。

議会費は自治体財政の 1%程度なのでここを削減してもあまり効果がない。

#### 議員定数の算定方式

- ① 常任委員会数方式
- ② 住民自治協議会方式
- ③ 議会費固定化方式
- ④ 類似都市との比較方式
- ⑤ 面積人口方式

様々な考え方があるが、議会の本質を考えれば政策立案機能への影響、監視機能への影響、財政への影響を考えて定めるべきである。特に監視機能の面を維持するためには一定数の人数が必要であると思う。

#### 午後 【適正な議員報酬の決定手法を考える】

- 議員報酬削減は議会改革ではない
- 類似団体の議会を参考として議員報酬を決定することは無意味
- 住民の議会に対する無関心と議員報酬への理解の欠如
- すぐできる議長報酬 UP
- 委員長・副委員長の役割加算は必須
- 議員報酬の意義と法律の改正経緯
- 議員報酬の現状
- 欠席・懲罰議員に対する減額支給の是非
- 議員報酬の 7 つの基準
- 議員報酬改正が与える影響を統計的に分析

これらのテーマで講義を受けた。

議員報酬については生活給としての側面と、職務の報酬としての側面がある。完全なる生活保障給ではないとしても職務の質と量にふさわしい相当な金額が保証されるべきだと思う。

また、報酬は議員のなり手問題とも関連する面があり原価方式などの積算根拠とは別に栗山町が抱える個別的な理由への考慮も

必要だと考える。例えば H16 年には 3 町合併を前提として H19 年改選より議員定数を 18 名から 13 名に 5 名削減した点。H18 年には全国に先駆けて議会基本条例を制定したことにより他の町よりも議会の質を問われ、物理的にも視察対応などで時間が多く割かれる点などがある。これらの個別事情があるにもかかわらず H11 年から現在に至るまで議員報酬は改正されていない。議会費の比率で見ると H14 年では町の予算に占める議会費の割合は 1.05%（全国平均 1.89%）であったが H31 年には 0.74%（全国平均 1.19%）までさがっている。

町民感覚からすれば、議員定数は少ないほうが良いし議員報酬も安く済むならそのほうが良い。

しかし、議員は名誉職ではない。議員報酬だけで生活が成立しないのが現状である。

そもそも、議会費の財政への影響は 1%程度であることを考えれば議会費を削減してもその効果はさほど大きくはない。それよりも政策立案への影響や行政監視機能への影響を勘案すると、

- ① 議員のモチベーションを保つためにも
- ② 政策立案のための勉強する時間を得るためにも
- ③ 行政監視機能を保つためにも
- ④ 町民からの声を得るためにも
- ⑤ 議員のなり手問題解決の要素の一つとしても

総合的な判断が必要であると考ええる。